



# 教育

## 入学・転校の手続き

### ▶ 入学の手続き

小学校に入学される方には、入学する年の前年9月ごろに、教育委員会から、「就学時健康診断のお知らせ」が送付されますので、記載されている事項に従ってください。

また、小・中学校に入学する年の1月末までに教育委員会から「入学通知書」が送付されます。これは入学式当日、学校の受付に出してください。もし、通知書が届かないときは学校教育課へ連絡してください。なお、国立、私立学校等へ就学される場合は、別途、手続きが必要になります。就学指定校の変更、その他ご相談やお問い合わせは、教育委員会学校教育課まで、ご連絡ください。

### ▶ 転校の手続き

長与町から他市町村へ転居する場合(転出)、または他市町村から長与町へ転居する場合(転入)、学校が変わります。なお、長与町内転居でも転校する場合があります。

いずれの場合も役場1階の住民環境課で住民異動の手続きをされますと、転校のための書類を渡しますので、それを持って2階の学校教育課までおいでください。就学指定校の変更、その他ご相談やお問い合わせは、教育委員会学校教育課まで、ご連絡ください。

### ▶ 小・中学校一覧

#### ◆小学校

	住所	電話番号
長与小学校	長与町嬉里郷659-2	☎883-2004
高田小学校	長与町高田郷2207	☎856-1709
洗切小学校	長与町平木場郷151	☎883-2025
長与北小学校	長与町齊藤郷370	☎883-2522
長与南小学校	長与町高田郷1196-80	☎883-2959

#### ◆中学校

	住所	電話番号
長与中学校	長与町丸田郷194	☎883-2009
長与第二中学校	長与町吉無田郷322	☎883-6259
高田中学校	長与町高田郷1912-1	☎857-5220

## 通学区域(校区)

長与町立小学校および中学校の通学区域(校区)は、以下のとおりです。

#### ◆小学校

学校名	通学区域	
	郷	細部事項
長与小学校	吉無田	長与川右岸
	丸田	全域
	嬉里	皆前、嬉里中央、定林
	北陽台	全域
洗切小学校	本川内	全域
	平木場	全域
	三根	三根、長与ニュータウン、緑ヶ丘
高田小学校	吉無田	長与ニュータウン
	高田	長与小学校および長与南小学校の通学区域を除く
長与北小学校	嬉里	長与小学校の通学区域を除く
	齊藤	全域
	岡	全域
長与南小学校	吉無田	洗切小学校の通学区域を除く 長与川左岸、サニータウン
	まなび野	全域
	高田	日当野、東高田、下高田、南陽台、サニータウン、川平有料道路長与橋から東側の西高田、フォーレツインキャッスル

#### ◆中学校

学校名	通学区域	
	郷	細部事項
長与中学校	吉無田	長与川右岸
	丸田	全域
	嬉里	全域
	齊藤	全域
	岡	全域
	北陽台	全域
長与第二中学校	本川内	全域
	平木場	全域
	三根	三根、長与ニュータウン、緑ヶ丘
	吉無田	長与ニュータウン、サニータウン、長与川左岸
高田中学校	まなび野	全域
	高田	日当野、下高田、サニータウン
	吉無田	南陽台
高田中学校	高田	道の尾、高田越、百合野、西高田、東高田、南陽台、フォーレツインキャッスル



教育

## ▶ 通学区域(校区)の変更について

### 1. 小学校校区の変更(令和8年4月から)

(令和7年度までにすでに就学している児童の校区は変更になりません。)

対象地区	緑ヶ丘	西高田の一部 ※2	東高田の一部 ※2
現在の校区	洗切小	長与南小	長与南小
新しい校区	長与小 ※1	高田小	高田小

※1 緑ヶ丘は、特例措置として申請により洗切小へ就学することが可能です。

※2 西高田の一部、東高田の一部とは、南小校区で高田小を選択できる地区です。

### 2. 中学校校区の変更(令和14年4月から)

(令和13年度までにすでに就学している生徒の校区は変更になりません。)

中学校校区	区域の詳細
長与中	長与小及び長与北小の校区に同じ
長与第二中	洗切小及び長与南小校区に同じ ※3
高田中	高田小の校区に同じ

※3 令和4年度から令和13年度までの間、特例措置として長与南小を卒業する児童生徒で高田中が指定校の児童生徒(西高田[川平有料道路長与橋より東側]、東高田、南陽台、フォーレツインキャッスル)は、申請により長与第二中学校へ就学することが可能です。

## 学校選択制度

問 学校教育課 ☎801-5681

### ◆学校選択制度

長与町では、平成15年度から小学校、平成16年度から中学校において「一部地区学校選択制度」を実施しています。「一部地区学校選択制度」とは、校区の一部を限定して、本来の指定学校または教育委員会が指定した選択指定学校のいずれかの学校を選択できる制度です。選択可能地区は原則として自治会を単位としていますので、詳細はお問い合わせください。

なお、「一部地区学校選択制度」が適用できる対象者は、小・中学生とも新1年生および転入者のみとします。

対象者(新1年生)には通知をします。

その他、指定学校についてのご相談・お問い合わせは、学校教育課まで、ご連絡ください。

### ◆学校選択制度廃止

1. 小学校は、令和8年度新入学児童から学校選択制が廃止となります。

2. 中学校は、令和14年度新入学生徒から学校選択制が廃止となります。

※令和8年度以降に小学校へ入学する対象地区の児童で、就学中の兄または姉と指定校が異なる場合は、申請により指定校を変更することが可能です。

## 適応指導教室「いぶき」について

問 学校教育課 ☎801-5681

### ◆適応指導教室とは……

集団生活になじめず、学校に行けない児童生徒に対し、支援を行う施設で、教育委員会が設置しています。学校適応指導教室では、集団生活への適応、情緒の安定、基本的生活習慣の改善などのための相談・適応指導を行うことにより、学校復帰や社会的自立の支援をします。

また、学校に行けない児童生徒の保護者に対する相談、支援も行います。

### ◆入室対象者

長与町立の小中学校に在籍する児童生徒で、集団生活になじめず、学校に行けない状況にあり通室活動が適当と思われる方。

### ◆開設場所

長与町勤労青少年ホーム4階(長与町嬉里郷431番地1)

### ◆通室日

月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 9時30分～12時30分(左記の内、何日でも構いません)

### ◆活動内容

個別および小集団での体験活動や教科の補充など、ひとりひとりの状況に応じた活動プログラムをつくります。

### ◆その他

- ・適応指導教室に通室した日は出席扱いとなります。
- ・入室は無料です。





◆入室手続きにつきましては、事前に相談が必要です。

詳しくはお問い合わせください。



奨学金について

問 教育総務課総務班 ☎801-5680

長与町では、優れた学生でありながら、経済的理由により就学困難な者に学資を貸与し、教育の機会均等を図り、将来社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

▶ 1. 出願資格(次の各号に該当することが必要です)

- (1) 長与町内に住所を有する者の子などであること。
- (2) 学校教育法第1条に定められた高等学校、専修学校の高等課程および高等専門学校並びに大学、短期大学および専修学校専門課程に在学していること。ただし通信制の課程に在学する者は除く。
- (3) 経済的理由により就学困難で、かつ、人物・学業ともに奨学生としてふさわしい者。

※他公私団体の奨学金制度との併願・併給は可能です。ただし、日本学生支援機構の奨学金との併給はできません。

▶ 2. 奨学資金の貸与

貸与月額		貸与期間	備考
大学・短大 高等専門学校 (4年生以上) 専修学校(専門)	国・公立 25,000円 私立 35,000円	正規の最短 修学期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学力評定の平均が3.0以上</li> <li>• 日本学生支援機構の奨学生となった場合は辞退扱いとする。</li> </ul>
高等学校 高等専門学校 (3年生以下) 専修学校(高等)	国・公立 15,000円 私立 25,000円		

▶ 3. 受付期間

当該年度の6月

▶ 4. 返還方法

奨学金は、貸与期間満了半年後から、10年以内の期間に返還しなければなりません。ただし、その全額または一部を繰り上げて償還することができます。

▶ 5. 申込み窓口

教育総務課総務班 ☎801-5680  
〒851-2185  
長与町嬉里郷659-1(役場庁舎2階)

就学援助制度について

長与町教育委員会では、小・中学校に在学するお子さまの学用品費や給食費などの一部を援助し、保護者のみなさまの経済的ご負担を軽減する就学援助制度を実施しています。

ご希望の方は、通学している学校に申請してください。

▶ 援助を受けられる内容

新入学用品費 (新1年生のみ)	新入学用品の購入にかかる経費の一部(4月認定者のみ)
学用品費・通学用品費	学用品費などの購入にかかる経費の一部
給食費	学校給食費として保護者が負担する経費
校外活動費 (参加する場合)	校外活動に参加した場合にかかる経費の一部(交通費・見学料)
修学旅行費 (参加する場合)	修学旅行に参加した場合の均一に負担する経費
体育実技用具費	授業で柔道・剣道をする場合の柔道着などの購入費(中学1年生のみ)
医療費	学校の健診により治療を指示された特定の疾病(虫歯、結膜炎、中耳炎など)の治療費のうち、保護者が負担する経費

◆問い合わせ

通学している小・中学校もしくは役場教育総務課まで  
 長与小学校 ☎883-2004  
 高田小学校 ☎856-1709  
 洗切小学校 ☎883-2025  
 長与北小学校 ☎883-2522  
 長与南小学校 ☎883-2959  
 長与中学校 ☎883-2009  
 長与第二中学校 ☎883-6259  
 高田中学校 ☎857-5220  
 役場教育総務課 ☎801-5680



教育